

# 建設現場における快適トイレ設置に関する実施要領

(目的)

第1 建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を導入し、建設現場の環境改善を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2 対象工事は、山梨県県土整備部が発注する全ての工事とする。

(快適トイレの仕様等)

第3 快適トイレは、建設現場付近に設置することを標準とする。

2 快適トイレの仕様は、「(1) 快適トイレに求める機能」及び「(2) 付属品として備えるもの」を全て満たすものとする。

なお、「(3) 推奨する仕様、付属品」については、満たしていればより快適に使用できるとされる項目であり、必ずしも設置を義務づけるものではない。

(1) 快適トイレに求める機能

- ① 洋式（洋風）便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

(2) 付属品として備えるもの

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品

- ⑫ 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

(実施方法)

第4 実施方法については、以下のとおりとする。

(1) 発注者は、快適トイレ設置対象工事であることを特記仕様書に明示するものとする。

(2) 快適トイレ設置を希望する受注者は、原則、工事着手前までに工事打合せ簿により発注者へ協議を行い、監督員の承諾を得て実施するものとする。

なお、協議時には設置を予定する快適トイレの仕様を示す資料（カタログ等）及び賃貸料が確認できる資料（リース契約書の写し等）を工事打合せ簿に添付するものとする。

(3) 受注者が工事の途中から快適トイレの設置を希望する場合も、可能とする。

(4) 監督員は、設置前に提出された資料をもとに、設置しようとする快適トイレが仕様を満足していることを確認する。また、提出された賃貸料が確認できる資料をもとに、快適トイレの費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。（積算方法は「第5 快適トイレに係る費用の計上」による。）

- (5) 受注者は、監督員の確認を受けた後に快適トイレを設置することとし、快適トイレの設置後は、速やかに工事打合せ簿に設置完了写真を添えて監督員へ提出すること。
- (6) 監督員は、設置された快適トイレが仕様を満足していることを現地または設置完了写真により確認する。

(快適トイレに係る費用の計上)

第5 快適トイレに係る費用の計上は、以下のとおりとする。

- (1) 設置基数を現場毎に必要な性を協議の上、決定することから、当初は金額を計上せず、変更契約時に計上するものとする。
- (2) 快適トイレの費用は、57,000 円/基・月を上限に「積算上の差額」\*を計上するものとし、設置基数は、現場毎に必要な性を協議の上、決定する。
- (3) 計上費用は、「積算上の差額」と「57,000 円/基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費（営繕費）に計上するものとする。
- (4) 計上の対象とする期間は、現場付近に快適トイレを設置した実績期間とし、最小単位は日とする。
- (5) ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、入口別に 57,000 円/基・月上限まで計上可能とする。
- (6) 積算上限額を超える場合については、別途費用の計上は行わない。なお、現場環境改善費（率）を計上している工事においては、計上費用の現場環境改善（営繕関係）として取扱うことができる。
- (7) 運搬、設置、撤去費用は共通仮設費の率分に含まれるものとし、「積算上の差額」の対象としない。

※：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円/基・月（従来品）を除いた額

#### 【具体的な計上方法例】

- ① 実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円/基・月の場合（積算上の差額 60,000 円）  
→積算で計上する費用：57,000 円/基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円/基・月の場合（積算上の差額 30,000 円）  
→積算で計上する費用：30,000 円/基・月

なお、1 か月未満の端日数分については、日割り計算した額（小数点以下を切り捨てし整数止め）により計上する。

(配慮すべき事項)

第6 建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の(1)～(8)に配慮することとする。

- (1) 原則  
女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置する事を標準とする
- (2) 全般  
女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。
- (3) 設置位置  
女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。
- (4) 動線の配慮  
男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。
- (5) ドアの向き  
女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。
- (6) 照明  
窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

(7) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

(8) 性別の徹底

混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する

(その他)

第7 その他の事項は、以下のとおりとする。

- (1) 快適トイレの設置について、工事成績評定（創意工夫）による評価（加点）は行わない。
- (2) 疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。

附則

この要領は、令和3年11月1日から適用する。

この要領は、令和8年5月1日から適用する。